

## 第 60 期 定時株主総会

# 招集ご通知

### 開催日時

2022年4月21日（木曜日）午前10時  
受付開始：午前9時

### 開催場所

大阪市北区梅田三丁目1番1号  
ホテルグランヴィア大阪 20階 鳳凰の間  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

- 株主の皆様への感染防止を第一に考え、本株主総会につきましては、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせ、書面（郵送）またはインターネット等により議決権行使いただくことをご検討ください。
- 株主の皆様の公平性を勘案し、ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。

証券コード2163  
2022年4月1日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西大物町5番2号  
(本社 大阪市北区中之島三丁目2番  
18号住友中之島ビル2階)  
**株 式 会 社 ア ル ト ナ ー**  
代表取締役社長 関 □ 相 三

## 第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面（郵送）またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

つきましては、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年4月20日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2022年4月21日（木曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目1番1号  
ホテルグランヴィア大阪 20階 鳳凰の間  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第60期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.artner.co.jp>）に掲載させていただきます。

**【新型コロナウイルス感染症への対応について】**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対応を実施させていただきます。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・ 座席間隔を確保することから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。ご入場を制限させていただきます場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ご入場前に検温を実施させていただきます。発熱が認められた株主様や体調不良と見受けられる株主様には、スタッフがお声掛けしてご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・ 会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等の感染予防にご協力をお願いいたします。
- ・ 株主総会の議事は例年より簡略化等により時間を短縮して行う予定です。
- ・ 役員、事務局、運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。

今後の状況により、上記対応を含む株主総会運営方法を変更する場合がございます。大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.artner.co.jp>）にてお知らせいたしますので、ご来場前にご確認くださいませようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年4月21日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年4月20日(水曜日)  
午後5時30分到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年4月20日(水曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX 票  
XXXXXXXXXX月XX日

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|  |  |
|  |  |

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX  
パスワード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

### 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

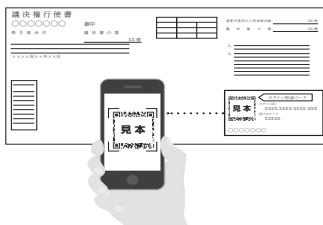
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

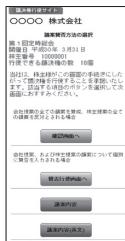
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

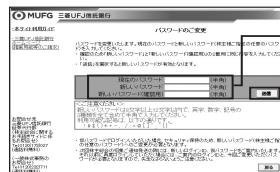
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

### 議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

第60期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元を考慮し、1株につき20円50銭とさせていただきたいと存じます。

これにより、第60期の年間配当金は、前期に比べ11円50銭増額し、先に実施いたしました中間配当金14円を含め、1株につき34円50銭となります。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円50銭といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は217,823,652円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年4月22日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 障がい者雇用の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 法令に定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を2年とする旨の規定を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目 的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1. ~8. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>9. (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ~8. (現行どおり)</p> <p>9. <u>請負業務全般</u></p> <p>10. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| 現行定款                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)<br/>第22条 (条文省略)<br/>2～3 (条文省略)<br/>(新設)</p> | <p>(任 期)<br/>第22条 (現行どおり)<br/>2～3 (現行どおり)<br/>4 <u>会社法第329条第3項の規定により選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>附則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>1～2 (条文省略)</p>      | <p>附則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>1～2 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>(新設)</p>                                          | <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)<br/>1 <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u><br/>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u><br/>3 <u>本附則(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 関 口 相 三<br>(1964年12月31日生)                                                                                                                                             | 1983年 6月 株式会社メイテック入社<br>1988年 4月 株式会社大阪技術センター（現当社）入社<br>1993年 3月 当社取締役経営企画室長<br>1998年 2月 当社取締役副社長<br>2002年 2月 当社代表取締役社長（現任）<br>2012年 2月 当社ハイパーアルトナー事業本部長 | 7,216株     |
|       | 〈取締役候補者とした理由〉<br>関口相三氏は、2002年以来当社の代表取締役を務めており、また、経営企画室長、事業部門責任者、副社長等の経験を活かし、経営全般において強いリーダーシップを発揮しております。当社事業に関する豊富な経験、高い見識を有し、当社のさらなる成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                          |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                                                           | <p>はり がえ とも のり<br/>張 替 朋 則<br/>(1954年5月24日生)</p> | <p>1978年4月 東洋紡インテリア株式会社入社<br/>1982年3月 株式会社大阪技術センター（現当社）入社<br/>1990年3月 当社関東事業部長<br/>1991年3月 当社取締役<br/>1993年3月 当社常務取締役総務部長<br/>2007年2月 当社常務取締役管理本部長<br/>2008年5月 当社取締役管理本部長（現任）</p>                                                                                                                                                                                                   | 282,023株   |
| <p>〈取締役候補者とした理由〉<br/>張替朋則氏は、総務、人事、経理等に関する幅広い知識、経験を活かし、長年にわたり管理部門責任者として業務に携わり、当社を牽引してまいりました。<br/>現場に精通し、豊富な経験を有し、当社のさらなる成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |
| 3                                                                                                                                                           | <p>おく さか かず や<br/>奥 坂 一 也<br/>(1955年9月3日生)</p>   | <p>1978年4月 株式会社大阪技術センター（現当社）入社<br/>1993年10月 当社第3事業部長<br/>2002年2月 当社常勤監査役<br/>2004年4月 当社常務取締役人材開発部長<br/>2007年2月 当社常務取締役人材開発本部長<br/>2007年4月 当社常務取締役事業統括本部長<br/>2009年3月 当社常務取締役能力開発本部長<br/>2010年2月 当社常務取締役事業推進本部長<br/>2011年2月 当社常務取締役エンジニア事業本部長<br/>2011年4月 当社取締役エンジニア事業本部長<br/>2013年2月 当社取締役ヒューマンリソース事業本部長<br/>2016年2月 当社取締役エンジニア事業本部長兼エンジニア事業部長<br/>2018年2月 当社取締役エンジニア事業本部長（現任）</p> | 279,776株   |
| <p>〈取締役候補者とした理由〉<br/>奥坂一也氏は、エンジニアとして入社以来、長年にわたり監査役、人材育成、営業部門等の責任者として業務に携わり、当社を牽引してまいりました。<br/>現場に精通し、豊富な経験を有し、当社のさらなる成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>   |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | さとう 藤 宗<br>(1973年8月14日生)  | 1998年4月 日本バイエルアグロケム株式会社(現バイエルクロップサイエンス株式会社)入社<br>2004年6月 エーオンアフィニティー株式会社入社<br>2007年4月 当社入社<br>当社経営戦略本部長<br>2013年2月 当社経営戦略本部長兼エンジニアージェンシー事業本部長<br>2015年4月 当社取締役経営戦略本部長兼エンジニアージェンシー事業本部長<br>2016年2月 当社取締役経営戦略本部長<br>2022年2月 当社取締役経営戦略本部長兼エンジニアージェンシー事業本部長(現任) | 6,226株     |
|       |                           | <p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>佐藤宗氏は、化学メーカー、外資系金融機関における経験を有し、入社以来経営戦略本部の責任者として、経営企画・戦略立案に携わり、当社を牽引してまいりました。</p> <p>今後も経営全般において当社事業の推進等、さらなる成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>                                                                                    |            |
| 5     | えがみ よう じ<br>(1958年9月26日生) | 1981年4月 株式会社大阪技術センター(現当社)入社<br>2007年2月 当社人材開発本部能力開発部長<br>2007年4月 当社取締役人材開発本部長<br>2010年2月 当社取締役事業推進本部長<br>2011年2月 当社取締役ヒューマンリソース事業本部長<br>2013年2月 当社取締役エンジニア事業本部長<br>2016年2月 当社取締役ヒューマンリソース事業本部長<br>2022年2月 当社取締役能力開発本部長(現任)                                  | 129,839株   |
|       |                           | <p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>江上洋二氏は、エンジニアとして入社以来、長年にわたり人材育成、採用部門等の責任者として業務に携わり、当社を牽引してまいりました。</p> <p>現場に精通し、豊富な経験を有し、当社のさらなる成長への貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>                                                                                                 |            |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年5月更新の予定であります。本議案でお諮りする候補者全員は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
  - ・被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
  - ・填補の対象となる保険事故の概要  
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
3. 所有する当社の株式数には、アルトナー役員持株会における持分を含んでおります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠の監査等委員である取締役候補者野村龍一郎氏は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件といたします。また、本選任の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までであります。監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                         | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 野村龍一郎<br>(1956年2月18日生)                                                                                                                                               | 1978年4月 安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）入行<br>1999年5月 同行錦糸町支店長<br>2002年4月 同行広島支店長<br>2004年4月 同行証券代行営業部長<br>2005年10月 同行ソリューション営業部長<br>2007年4月 同行執行役員ソリューション営業部長<br>2008年4月 みずほ不動産販売株式会社専務執行役員<br>2016年9月 タイヨーハウス株式会社副社長<br>2020年3月 株式会社日本ユニスト顧問<br>2020年8月 丸紅プライベートリート投資法人執行役員（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>丸紅プライベートリート投資法人 執行役員 | 0株         |
| <p>〈補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉</p> <p>野村龍一郎氏は、長年の金融機関での要職及び企業の経営に携わった豊富な経験と幅広い見識を有し、固有のキャリアに立脚した総合的な判断と中立的・客観的監督を期待できることから補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 野村龍一郎氏は補欠の社外取締役候補者であります。

3. 野村龍一郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

4. 野村龍一郎氏が監査等委員である取締役になされた場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年5月更新の予定であります。野村龍一郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
  - ・被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
  - ・填補の対象となる保険事故の概要  
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。持ち直しの動きが期待されます。顧客企業における当社の技術者のテレワーク等のウィズコロナ対応が徐々に浸透する中で、開発テーマとして、カーボンニュートラルに関連する電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、また、自動運転、半導体関連の技術者ニーズが前期以上に活発でした。

このような状況の中、当社の技術者派遣事業においては、未配属の技術者に関して配属を優先して契約交渉したことにより、技術者単価が前年同期より微減となりました。技術者数、稼働率が前年同期を上回り、2021年入社の新卒技術者の配属が当初の予定より前倒しで進捗したことにより、稼働人員が前年同期を上回りました。また、残業時間が回復したことにより、労働工数が前年同期を上回りました。

請負・受託事業においては、積極的な営業展開により、受注プロジェクトへの配属者数が増加いたしました。

利益面においては、IT等のインフラ、技術者の増加に伴うスタッフ増員等の投資を実施いたしました。一方、当社は技術者の労務費に関して、顧客企業に配属前の未配属者は販売管理費で計上し、配属後は売上原価で計上しており、未配属者の配属が進捗したことにより、販売管理費が減少し、売上原価が増加いたしました。また、採用活動、営業活動において、スタッフのテレワークを推進したことにより、旅費交通費、会議費等の費用が減少いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は8,102,991千円（前年同期比12.9%増）、営業利益は1,010,409千円（前年同期比13.9%増）、経常利益は1,032,341千円（前年同期比13.4%増）、当期純利益は728,785千円（前年同期比15.9%増）となりました。また、営業利益率は12.5%となりました。

(売上高の内訳)

業種別及び事業別の売上高は、次のとおりであります。

| 業種別(産業分類) | 売上高(千円)   | 構成比(%) |
|-----------|-----------|--------|
| 輸送用機器     | 2,969,032 | 36.6   |
| 電気機器      | 2,217,857 | 27.4   |
| 精密機器      | 911,521   | 11.2   |
| 情報・通信     | 782,134   | 9.6    |
| 機械        | 591,939   | 7.3    |
| 鉄鋼・非鉄・金属  | 459,105   | 5.7    |
| 商業        | 61,059    | 0.8    |
| 化学        | 40,976    | 0.5    |
| サービス      | 38,638    | 0.5    |
| 繊維・パルプ・紙  | 9,564     | 0.1    |
| その他製造     | 7,770     | 0.1    |
| その他       | 13,392    | 0.2    |
| 合計        | 8,102,991 | 100.0  |

| 事業別     | 売上高(千円)   | 構成比(%) |
|---------|-----------|--------|
| 技術者派遣事業 | 7,490,681 | 92.4   |
| 請負・受託事業 | 598,918   | 7.4    |
| その他     | 13,392    | 0.2    |
| 合計      | 8,102,991 | 100.0  |

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 57 期<br>(2019年1月期) | 第 58 期<br>(2020年1月期) | 第 59 期<br>(2021年1月期) | 第 60 期<br>(当事業年度)<br>(2022年1月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)              | 6,331,692            | 7,002,175            | 7,174,725            | 8,102,991                       |
| 経 常 利 益 (千円)            | 794,098              | 893,656              | 910,457              | 1,032,341                       |
| 当 期 純 利 益 (千円)          | 540,973              | 613,377              | 628,561              | 728,785                         |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 50.91                | 57.73                | 59.16                | 68.59                           |
| 総 資 産 (千円)              | 3,264,188            | 3,801,139            | 4,432,313            | 5,088,983                       |
| 純 資 産 (千円)              | 2,333,306            | 2,728,380            | 3,123,182            | 3,582,246                       |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)   | 219.59               | 256.77               | 293.93               | 337.14                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第57期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の主要事業である技術者派遣事業は、採用、教育、営業、サポートというサイクルで構成されております。今後の事業拡大のため、当社が対処すべき課題は、以下のとおりであります。

##### (採用について)

当社の事業拡大のためには、優秀な技術者の確保・増員が必須要件と捉えています。したがって、採用基準の改善、採用機会の確保、多種多様な人材の採用、技術者の分野別・業務領域別構成の最適化、新卒採用・キャリア採用の構成の最適化により、市場ニーズに合致した質の高い人材の確保に努めてまいります。

また、新卒採用については、学生に対してWeb会社説明会、Web面接等を実施し、選考参加者の確保に努め、定期的に大学等及び内定者に細かいフォローを行うとともに、内定者懇親会等の開催により、内定者の入社率向上に努めてまいります。

##### (教育について)

当社は、長年積み重ねた経験により構築した一般・社外実務・基礎・応用・キャリア研修の実施により、技術者のスキルアップに努めてまいります。コロナ禍においては、新卒技術者の出社をシフト制として、自主性を重んじて、在宅研修時に知識を向上させ、それを基に出社時に実習課題を行っております。

また、全社員向けに能力開発セミナー、管理職者向けに人間づくり研修の開催により、技術力・人間力の向上に努めてまいります。

##### (営業について)

当社は、新規開拓営業力の強化を図り、Web会議ツールも活用し、顧客ニーズに応じた技術者の人選、チーム派遣、請負・受託の編成等の提案により、取引先の確保・拡大に努めてまいります。

また、顧客企業との交渉に努め、適切な技術者の配置の実施により、技術者単価の増額等の取引条件の向上に努めてまいります。

##### (サポートについて)

当社は、技術者とのオンラインを含めた定期的な面談を通じ、希望・実情に応じた指導・アドバイス、専属カウンセラーのメンタルヘルスケアにより、モチベーション向上をサポートし、定着率向上に努めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年1月31日現在)

技術者派遣事業

請負・受託事業

(6) **主要な事業所** (2022年1月31日現在)

| 名 称                     | 所 在 地         |
|-------------------------|---------------|
| 大 阪 本 社                 | 大 阪 市 北 区     |
| 東 京 本 社                 | 横 浜 市 港 北 区   |
| 横 浜 事 業 所               | 横 浜 市 港 北 区   |
| 名 古 屋 事 業 所             | 名 古 屋 市 中 村 区 |
| 宇 都 宮 事 業 所             | 栃 木 県 宇 都 宮 市 |
| 西 日 本 ラ ー ニ ン グ セ ン タ ー | 大 阪 府 吹 田 市   |
| 東 日 本 ラ ー ニ ン グ セ ン タ ー | 横 浜 市 港 北 区   |

(7) **使用人の状況** (2022年1月31日現在)

| 使 用 人 数 | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------------|---------|-------------|
| 1,180名  | 101名増             | 30.2歳   | 6.3年        |

(注) 使用人数は就業人員であり、登録社員数は含まれておりません。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年1月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年1月31日現在)

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 36,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 10,627,920株 |
| (3) 株主数         | 4,381名      |
| (4) 大株主 (上位10名) |             |

| 株 主 名                                                      | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 関 口 興 業 社                                          | 4,310,000株 | 40.56%  |
| ア ル ト ナ ー 従 業 員 持 株 会                                      | 995,748    | 9.37    |
| 大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社                                | 480,000    | 4.51    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託<br>銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )           | 475,500    | 4.47    |
| 張 替 朋 則                                                    | 281,640    | 2.65    |
| 奥 坂 一 也                                                    | 254,880    | 2.39    |
| 江 上 洋 二                                                    | 129,252    | 1.21    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )                        | 119,500    | 1.12    |
| T H E B A N K O F N E W Y O R K<br>M E L L O N 1 4 0 0 4 0 | 83,959     | 0.79    |
| 野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 投 信 口 )                              | 79,200     | 0.74    |

(注) 持株比率は自己株式 (2,376株) を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2022年1月31日現在）

| 会社における地位           | 氏名        | 担当及び重要な兼職の状況   |
|--------------------|-----------|----------------|
| 代表取締役社長            | 関 口 相 三   |                |
| 取 締 役              | 張 替 朋 則   | 管理本部長          |
| 取 締 役              | 奥 坂 一 也   | エンジニア事業本部長     |
| 取 締 役              | 佐 藤 宗     | 経営戦略本部長        |
| 取 締 役              | 江 上 洋 二   | ヒューマンリソース事業本部長 |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 寺 村 泰 彦   |                |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 三 谷 高 昭   |                |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 森 井 眞 一 郎 |                |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）寺村泰彦、三谷高昭及び森井眞一郎の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）寺村泰彦、三谷高昭及び森井眞一郎の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）寺村泰彦氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集や、内部監査室との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、寺村泰彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約の内容の概要は、特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

### (4) 取締役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                     | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額<br>(千円)  |                   | 対象となる役員の数<br>(名) |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------|------------------|
|                         |                     | 固定報酬                | 業績連動報酬等           |                  |
| 取締役（監査等委員を除く）           | 102,103             | 88,429              | 13,674            | 5                |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 22,860<br>(22,860)  | 21,645<br>(21,645)  | 1,215<br>(1,215)  | 5<br>(5)         |
| 合 計<br>（うち社外役員）         | 124,964<br>(22,860) | 110,074<br>(21,645) | 14,889<br>(1,215) | 10<br>(5)        |

(注) 上表には、2021年4月22日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役2名（うち社外取締役2名）を含んでおります。

- ② 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。
- ③ 業績連動報酬等に関する事項  
業績連動報酬の指標は、取締役の成果を図るにあたり最適であるとの判断から、当期純利益を踏まえた上での一定の計算式に基づき算出しております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は563百万円であり、実績は744百万円であります。
- ④ 非金銭報酬等の内容  
該当事項はありません。
- ⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項  
取締役の報酬限度額は、2017年4月27日開催の第55期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名は年額200百万円以内、監査等委員である取締役3名は年額30百万円以内としており、それぞれ決議しております。
- ⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等  
取締役会及び監査等委員会は、役員報酬に関して権限を有しており、その権限は固定報酬と

業績連動報酬の審議と決定であります。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、取締役会が決定し、監査等委員である取締役の報酬額については、監査等委員の協議により決定しております。

個人別の報酬等の決定方針の決定方法は、取締役会で決議された役員の報酬等に関する規定に定めております。取締役会は、株主総会で決議された総額の範囲内において、決定方針に基づき、独立社外取締役の適切な関与・助言を得た上で決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針は、各取締役の役割及び貢献度合並びに業績等を総合的に勘案して決定するものとしております。

固定報酬は、役職位別に定める額を基準とし、経営内容、社員給与とのバランス、他社水準等を総合的に勘案して決定しております。ただし、会社業績の著しい悪化等により通常の方法で算出した報酬額を支給することが妥当でない状況においては、報酬の減額措置を講ずることとしております。

- ⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項  
該当事項はありません。
- ⑧ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役（監査等委員）森井眞一郎氏は、タカラスタANDARD株式会社の顧問を2021年6月29日まで兼務しておりました。なお、当社と当該法人との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|                      | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                      |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) 寺村泰彦  | 2021年4月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会23回及び監査等委員会20回すべてに出席いたしました。長年の金融機関での要職及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、中立的・客観的な立場で取締役会の監査・監督を行い、社外取締役に期待される役割を果たしております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) 三谷高昭  | 当事業年度に開催された取締役会30回のうち28回に出席し、監査等委員会25回すべてに出席いたしました。これまで培ってこられた経理・財務の知識・経験により、幅広い見識をもとに、中立的・客観的な立場で取締役会の監査・監督を行い、社外取締役に期待される役割を果たしております。       |
| 取締役<br>(監査等委員) 森井眞一郎 | 2021年4月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会23回及び監査等委員会20回すべてに出席いたしました。執行役員として支社の責任者等の要職を務めた経験をもとに、中立的・客観的な立場で取締役会の監査・監督を行い、社外取締役に期待される役割を果たしております。         |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 20,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬等の額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり決議しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役を議長とするコンプライアンス・リスク管理会議を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築しております。
- ② 取締役及び使用人その他当社の業務に従事する者を対象とした内部通報制度を整備しております。その制度では守秘義務を負う通報委員会を通報先とし、通報者に対する不利益な取扱いを禁止し、法令等違反行為を未然に防止または速やかに認識するための実効性を確保しております。
- ③ 他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しており、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保しております。

### (2) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保しております。
- ② 取締役及び使用人は、財務報告の適正性を確保するための体制の円滑な運営を実行しております。
- ③ 内部監査室は、財務報告の適正性を確保するための体制の運用を監査しております。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書は、「文書管理規程」をはじめとする諸規程及びそれに関する各情報管理体制マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施しております。
- ② これらの情報については、内部監査室による内部監査等により、保存及び管理が適切になされていることを確認しております。

**(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 「当社におけるリスク管理のあり方」を策定し、各種リスクを統括管理するための体制を明確にしております。
- ② 同方針に基づき、経営上のリスクを分類・定義し、リスクの種類毎に担当部門がリスク状況の把握・分析等を行い、コンプライアンス・リスク管理会議によって各種のリスクを統括管理する体制を整備しており、リスク種類毎の管理及び対策はコンプライアンス・リスク管理会議にて明確にし、管理しております。
- ③ 代表取締役社長直属の内部監査室が内部監査計画に基づき監査を担当しており、内部監査室は必要に応じ、監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要があれば監査方法の改定を行っております。

**(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月2回開催しております。第1回開催を業績取締役会、第2回開催を定時取締役会とし、必要に応じて臨時に取締役会を開催しております。なお、取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」において明確にしております。
- ② 取締役による効率的な業務運営を確保するため、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」及び「業務分掌（職務権限）明細表」を定め、その他社内規程を整備しております。

**(6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

該当する親会社及び子会社はありません。

**(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会の要請がある場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を選任できることとしております。
- ② 当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査等委員会の同意を必要としております。
- ③ 監査等委員会から職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合には、協議により必要とされる監査等委員会の職務補助のため使用人を置くこととしております。その人事については、監査等委員会の事前の同意を得て行うとともに独立性を確保するものとしております。また、当該使用人は、監査等委員会に専属することとし、他の業務を一切兼任させないことにより、監査等委員会の使用人に対する指示の実効性を確保することとしております。

**(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制**

- ① 取締役会、その他重要な会議に監査等委員である取締役は出席しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から業務執行状況の報告を受けております。
- ② 前記の重要な会議に付議されない重要な社内稟議、決裁書及び報告書等について、監査等委員である取締役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受けております。
- ③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査等委員会監査のため求められた事項を監査等委員会に報告しております。

**(9) 監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

内部通報制度の運用状況は適宜監査等委員会に報告し、社内規程において、内部通報制度による通報者に対して、通報を理由とした不利益な取扱いを禁止しております。

**(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行うこととしております。

**(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役及び内部監査室長は監査等委員会監査の環境整備等について、監査等委員会との十分な協議、検討の機会を設け、監査の実効性確保に努めております。
- ② 監査等委員会は監査等委員会監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等について代表取締役または取締役会へ要請をしております。
- ③ 内部監査部門である内部監査室、法令遵守及び各種リスクの統括管理を担当する部門は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換しております。
- ④ 監査等委員会が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができることとしております。

## (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 企業の社会的責任を果たし、企業防衛を図るため、反社会的勢力との関係を一切遮断します。
- ② 反社会的勢力による不当要求がなされた場合、法的手段をもって毅然とした態度で対応します。
- ③ 「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」を反社会的勢力対応マニュアル等に基づき、組織的に対応します。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に備え、平素から外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力による不当要求がなされた場合にその対応方法を相談または対応を要請します。
- ⑤ いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、資金提供等一切の便宜を図る行為をいたしません。
- ⑥ 取締役及び使用人に対し、定期的に「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」について注意喚起を行い、周知を図ります。

## (13) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

- ① 管理本部長の下、対応統括部署として総務グループが反社会的勢力からの不当要求防止に努めております。
- ② 弁護士及び警察OBとの顧問契約を結び、専門機関との連携を図っております。
- ③ 総務グループにおいて管理本部長と共同して、弁護士から適宜、指導、アドバイスを受け、不良情報をデータベース化し、必要に応じて取締役会にその内容を報告し、各部署で対応を検討するとともにコンプライアンス・リスク管理会議においても検討しております。
- ④ 反社会的勢力対応マニュアルを全社員に配布し、周知を図っております。
- ⑤ 総務グループが社内研修等の場において定期的に注意喚起を行っております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

取締役の職務の執行については、取締役会を毎月2回開催し、経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っております。

コンプライアンス体制については、社長を最高責任者とし、管理本部担当取締役を責任者とするコンプライアンス・リスク管理会議を開催し、コンプライアンス遵守状況等について報告を行い、問題点を洗い出し、その改善を図っております。

リスク管理については、毎月のコンプライアンス・リスク管理会議にて、当社におけるリスク管理のあり方及び今後の取組みを明確にし、リスクの発生状況について報告を行うとともに、その対策について検討を行い、必要に応じた対応を実施しております。

また、研修を実施し、定期的なコンプライアンス遵守に関する注意喚起文書を発信するなど啓蒙活動に取り組んでおります。

内部監査については、社長直轄の組織として内部監査室を設置し、定期的に業務活動について法令や社内規程に基づき適切に行われているかをチェックし、被監査部門に対し、改善に向けた指摘・指導を行っております。内部監査室は監査等委員会に対して内部監査の状況報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分については、今後の事業展開や業績及び経営環境、経営基盤の強化を総合的に考慮し、株主に対する安定的な配当を実施することを、経営の最重要課題と位置付けており、配当性向50%をベースに検討することとしております。また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めており、業績動向等を考慮しながら、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化への対応、人的資源の充実等に有効投資してまいりたいと考えております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示し、比率等については、表示桁未満を四捨五入して表示しております。なお、持株比率については、表示桁未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                            | 金 額              |
|--------------------|------------------|--------------------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>             |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>4,615,653</b> | <b>流 動 負 債</b>                 | <b>927,204</b>   |
| 現金及び預金             | 3,554,199        | 未払金                            | 255,536          |
| 売掛金                | 1,011,154        | 未払費用                           | 74,585           |
| 仕掛品                | 950              | 未払法人税等                         | 232,197          |
| 原材料及び貯蔵品           | 3,637            | 未払消費税等                         | 203,266          |
| 前払費用               | 31,293           | 預り金                            | 15,255           |
| 未収入金               | 1,336            | 賞与引当金                          | 141,450          |
| その他                | 19,081           | その他                            | 4,913            |
| 貸倒引当金              | △6,000           | <b>固 定 負 債</b>                 | <b>579,533</b>   |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>473,330</b>   | 退職給付引当金                        | 579,533          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>82,431</b>    | <b>負 債 合 計</b>                 | <b>1,506,737</b> |
| 建物                 | 39,505           | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>           |                  |
| 構築物                | 0                | <b>株 主 資 本</b>                 | <b>3,577,312</b> |
| 工具、器具及び備品          | 17,240           | <b>資 本 金</b>                   | <b>238,284</b>   |
| 土地                 | 25,685           | <b>資 本 剰 余 金</b>               | <b>168,323</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>37,143</b>    | 資本準備金                          | 168,323          |
| ソフトウェア             | 35,489           | <b>利 益 剰 余 金</b>               | <b>3,171,444</b> |
| 電話加入権              | 1,654            | 利益準備金                          | 10,460           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>353,755</b>   | その他利益剰余金                       | 3,160,984        |
| 投資有価証券             | 8,805            | 別途積立金                          | 40,000           |
| 出資金                | 1,250            | 繰越利益剰余金                        | 3,120,984        |
| 繰延税金資産             | 256,431          | <b>自 己 株 式</b>                 | <b>△739</b>      |
| 敷金及び保証金            | 84,959           | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>         | <b>4,933</b>     |
| その他                | 2,309            | <b>そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金</b> | <b>4,933</b>     |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>5,088,983</b> | <b>純 資 産 合 計</b>               | <b>3,582,246</b> |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>           | <b>5,088,983</b> |

招集ノ通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損益計算書

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     | 金 額       |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 8,102,991 |
| 売 上 原 価                 |         | 5,302,936 |
| 売 上 総 利 益               |         | 2,800,055 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,789,646 |
| 営 業 利 益                 |         | 1,010,409 |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 282     |           |
| そ の 他                   | 24,000  | 24,283    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 98      |           |
| そ の 他                   | 2,253   | 2,351     |
| 経 常 利 益                 |         | 1,032,341 |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 25,523  | 25,523    |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 78      | 78        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 1,057,786 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 368,774 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △39,773 | 329,000   |
| 当 期 純 利 益               |         | 728,785   |

# 株主資本等変動計算書

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |           |                              |               |               |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|------------------------------|---------------|---------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |                              |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |
| 当 期 首 残 高               | 238,284 | 168,323   | 168,323      | 10,460    | 40,000                       | 2,663,150     | 2,713,610     |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |           |                              |               |               |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |              |           |                              | △270,951      | △270,951      |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |           |                              | 728,785       | 728,785       |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |              |           |                              |               |               |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -         | -            | -         | -                            | 457,834       | 457,834       |
| 当 期 末 残 高               | 238,284 | 168,323   | 168,323      | 10,460    | 40,000                       | 3,120,984     | 3,171,444     |

|                         | 株 主 資 本 |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|-------------|------------------|----------------|-----------|
|                         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | △739    | 3,119,478   | 3,704            | 3,704          | 3,123,182 |
| 当 期 変 動 額               |         |             |                  |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |         | △270,951    |                  |                | △270,951  |
| 当 期 純 利 益               |         | 728,785     |                  |                | 728,785   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |             | 1,229            | 1,229          | 1,229     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | 457,834     | 1,229            | 1,229          | 459,063   |
| 当 期 末 残 高               | △739    | 3,577,312   | 4,933            | 4,933          | 3,582,246 |

招集ノ通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～26年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異の費用処理方法)

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の今後の収束時期等を予測することは困難な状況にありますが、当社の業績及び事業環境に与える影響は限定的であると考えております。当社では、当該仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、状況に変化が生じた場合には、当社の財政状態、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

100,231千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数  |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 10,627,920株 | －株         | －株         | 10,627,920株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 2,376株      | －株         | －株         | 2,376株     |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年4月22日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 122,193        | 11.50           | 2021年1月31日 | 2021年4月23日 |
| 2021年9月8日<br>取締役会    | 普通株式  | 148,757        | 14.00           | 2021年7月31日 | 2021年10月7日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2022年4月21日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 217,823        | 利益剰余金 | 20.50           | 2022年1月31日 | 2022年4月22日 |

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 未払事業税   | 12,885千円  |
| 未払費用    | 10,726千円  |
| 賞与引当金   | 43,255千円  |
| 退職給付引当金 | 177,221千円 |
| 貸倒引当金   | 1,834千円   |
| 減損損失    | 4,642千円   |
| その他     | 8,038千円   |

繰延税金資産合計 258,604千円

繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △2,173千円  |
| 繰延税金負債合計     | △2,173千円  |
| 繰延税金資産の純額    | 256,431千円 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、主に銀行借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は市場価格がないため、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 3,554,199        | 3,554,199 | －       |
| (2) 売掛金    | 1,011,154        | 1,011,154 | －       |
| 資産計        | 4,565,353        | 4,565,353 | －       |
| (1) 未払金    | 255,536          | 255,536   | －       |
| 負債計        | 255,536          | 255,536   | －       |

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

##### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### 負 債

#### (1) 未払金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分      | 貸借対照表計上額 (千円) |
|---------|---------------|
| 敷金及び保証金 | 84,959        |

敷金及び保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 337円14銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 68円59銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月10日

株式会社アルトナー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 余 | 野 | 憲 | 司 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 安 | 田 | 智 | 則 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルトナーの2021年2月1日から2022年1月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月11日

株式会社アルトナー 監査等委員会

常勤監査等委員 寺村 泰彦 ㊞

監査等委員 三谷 高昭 ㊞

監査等委員 森井 眞一郎 ㊞

(注) 常勤監査等委員寺村泰彦、監査等委員三谷高昭、監査等委員森井眞一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

以上

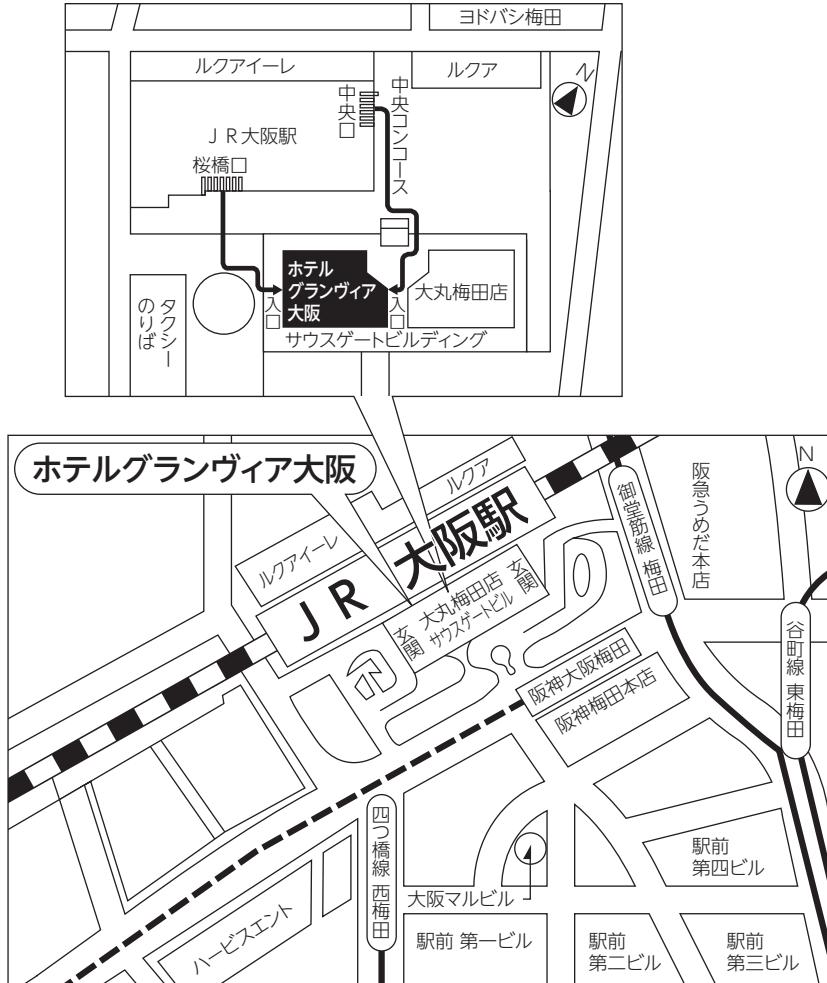
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.



# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田三丁目1番1号  
ホテルグランヴィア大阪 20階 鳳凰の間  
TEL 06-6344-1235



交通：JR大阪駅 中央口または桜橋口出ですぐ